

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和元年度（2019年度）の保険料等について ～

7月に保険料額をお知らせします

令和元年度（2019年度）の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

保険料の計算方法

均等割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成30年(2018年)中の所得 - 33万円) × 10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	--	---	---

1年間の保険料の上限額は、62万円になります。

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

保険料の軽減

均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

昭和29年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
【平成30年度(2018年度)における8.5割軽減の区分】 33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
【平成30年度(2018年度)における9割軽減の区分】 うち、世帯の被保険者全員の 各種所得なし		8割	7割	
33万円 + 28万円 × (被保険者数) 以下	5割	5割		
33万円 + 51万円 × (被保険者数) 以下	2割	2割		

令和元年度（2019年度）から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

令和元年度（2019年度）から、軽減特例の見直しにより9割軽減から8割軽減に変更になりました。

8.5割軽減に該当する方の軽減特例の見直しは令和2年度（2020年度）に実施予定です。

被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります（50,205円 → 25,102円）。

所得の状況により、均等割の軽減割合が8割、または8.5割に該当することがあります。

被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

保険料の納め方

保険料の納め方は、「年金から差し引く方法(特別徴収)」と「口座振替」を選ぶことができます。

口座振替を希望される方は、住民課戸籍年金医療グループへお申し出ください。

ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金から差し引く方法(特別徴収)」ができないため、

「納入通知書」や「口座振替」により納めていただきます。

介護保険料が年金から引かれていない方(年金額が年額18万円未満の方)

保険料の納付が困難な場合は住民課戸籍年金医療グループへご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。

ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

「希望カード」が必要な方は住民課戸籍年金医療グループまでお問い合わせください。

効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。

具合が悪いときには早めに受診し早めに対処しましょう。

同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。

休日や夜間に救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館6階

電話 011-290-5601

剣淵町役場

住民課戸籍年金医療グループ

電話 34-2121(内線414)